



# トクちゃん新聞

10月号

10月10日は、13冊目の発刊記念日です！



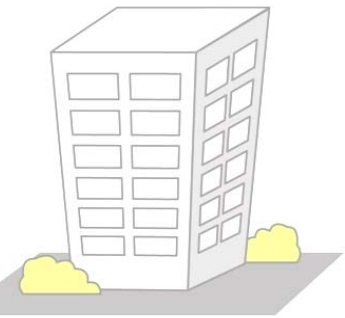
平成20年10月7日  
徳野会計事務所  
〒577-0006  
東大阪市橋根3-12-28  
TEL: 06-6744-3961  
FAX: 06-6744-3963

URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)



## ●政策金融公庫

10月1日 株式会社日本政策金融公庫が誕生しました。国民生活金融公庫・農林漁業金融公庫・中小企業金融公庫がひとつになりました。株式会社で、資本金 2兆2,384億円支店数 152職員数 8,117人だそうです。融資という面では、基本的に従来とは変わらないといわれていますが、当然、店舗の併合や人員の削減という合理化の方向は出ているのでしょうか。



## ●事務所移転

事務所の移転を検討しています。一番の狙いは今後の人員確保のためです。国の方針で、弁護士や会計士の数を増やそうとしています。依然として難しい試験ではありますが、チャレンジしやすい環境になって来ているようです。一方で、弁護士・会計士は税理士試験に合格せずとも税理士資格を得られます。そこで、泥臭く1科目ずつ働きながら勉強する税理士試験よりも、短期勝負で会計士試験に挑戦する人が増え、税理士試験受験者数が減少しているそうです。そのような環境と事務所の今後を考えたとき、もう少し交通の便がよいところに立地している必要があると考えるにいたりしました。決まり次第またお知らせさせていただきます。お楽しみに♪

## ◆税務情報 中小企業における経営承継円滑化法について(20年10月1日施行)

担当: 川口

10月1日に中小企業における経営承継円滑化法が施行されました。同法は、1)遺留分の民法特例、2)事業承継税制、3)金融支援の3本柱で構成されています。

【対象となる会社要件】 中小企業基本法上の中小企業(業種・資本金又は従業員数によって範囲が異なります)。  
(例)製造業その他...資本金3億円以下又は、従業員数300人以下 など

### 1)遺留分の民法特例

①先代経営者から贈与を受けた株式等を遺留分算定基礎財産から除外

②遺留分財産を合意時の株式等の評価額で固定

※遺留分:相続人が相続財産に対して最低限保障されている権利のことで原則、法定相続分の2分の1

### 2)事業承継税制

納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した自己株に係る相続税の80%を猶予する制度といわれています。21年度の税制改正で創設予定です。免除ではありません。

### 3)金融支援

経営者の死亡に伴う株式の取得に必要な資金等を支援するものです。

(例)株式や事業用資産の取得資金、信用力低下時の運転資金、相続税負担など

参考)中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>



## ◆粗利益率で考えよう!

担当: 杉山

企業行動として売上目標を「絶対額」で掲げるところは多いのですが、なかなか実現できません。どうしても波があるのが普通です。

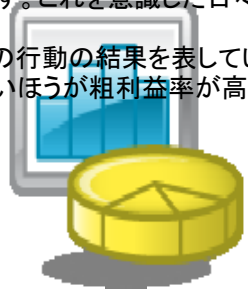
だから、絶対金額を目標に据えるのではなく、粗利益率や、原価率で考えるようにしては如何でしょうか?

自社の採算ベース、粗利益の確保を意識して、どういう行動がとれるかが結果で反映されます。これを意識した日々の行動が大切です。

企業活動として「売上」「仕入」をした結果を表現しているのが損益計算書です。数字は日々の行動の結果を表しています。下記を参照してください。もっとも高い値段で売った場合の粗利益率が低く、逆に一番安いほうが粗利益率が高いことが分かります。安く仕入れて、安く売ったほうが儲かるのです。

どのケースが一番、粗利益率が高い?

ケース	売値	仕入値	粗利益率
ケース①	190	90	$(190-90) \div 190 \times 100 = 52.6\%$
ケース②	200	100	$(200-100) \div 200 \times 100 = 50.0\%$
ケース③	210	110	$(210-110) \div 210 \times 100 = 47.6\%$



## ◆税務スケジュール(10月)

### 10月10日(金)

- ・9月分 源泉所得税の納付
- ・9月分 住民税の納付(特別徴収)

### 10月31日(金)

- ・8月決算法人 確定申告
- ・2月決算法人 中間(予定)申告
- ・9月分社会保険料
- ・個人住民税 第3期分 納付



担当: 岡村



10月支払給与より、社会保険の保険料率に変更になります。(厚生年金保険料) また、算定基礎届によって決定された報酬月額が10月支払給与より改定になります。

## ◆弥生(得)情報

担当: 横田

Fキー(ファンクションキー)を使用すればマウスを使わなくても削除・印刷・登録などの動作が簡単に出来ます。

例えば、【削除→F9】【印刷→F11】【登録→F12】などFキーのみで可能。

覚えておくだけでも設定により該当キーを表示させることが出来ます。

【ファイル→環境設定→表示の設定→ツールバー/表示内容を「ファンクションキー」に設定】

マウスを使わずボタン1つでスピードアップ!

ご不明な点がございましたら、徳野会計事務所までご連絡下さい!

## ◆経営承継円滑化法

担当: 徳野

●今月号の税務情報にも掲載しておりますが、さる10月1日に「中小企業経営承継円滑化法」が施行されました。その概要説明と経営計画の一部としての経営承継計画の作成ポイントを掲載した「Q&A 上手な経営承継のすすめ方」をご希望の方に無償でご提供させていただきます。別紙に必要事項をご記入の上、ファックスでお送りいたしますようお願いいたします。

●この法律は、文字通り、中小企業の経営のバトンタッチを円滑に進められるように中小企業をバックアップする主旨で制定されたものです。毎年、後継者の不在を理由に、7万社が廃業し、20万人の雇用が失われているそうです。国としては、何らかの形でバックアップしないと、国の力がドンドン落ちていってしまうという危機感を持ったのだらうと思います。後継者が経営承継を円滑に行うため、

- ①後継者への事業用資産の集中のための問題解消
- ②相続税負担の抜本的解消
- ③経営承継時の資金不安の解消



を目的として、左記のような制度が作られました。②の相続税のところは、来年の税制改正で税法が整備されるのですが、今年の10月1日に遡って適用されることとなる予定です。合わせて相続税の大改正も行われるのではないかとされています。12月に発表される税制改正大綱にご注目ください。

## ◆スタッフ紹介

担当: 川口

8月1日付けで入所しました川口 恵(かわぐち めぐみ)です。学校の経理事務・会計事務所勤務を経て、徳野会計事務所に入社することとなりました。税務の勉強も始めたばかりで覚えることが山積みですが、明るく前向きに仕事に取り組んでいこうと思っています。

趣味は、読書・カラオケ、映画鑑賞です。

休日は、映画やドラマの原作本を読んでいます。

皆さんのお薦め書籍や映画がありましたらお聞かせ下さい。

至らない点も多々あると思いますがどうぞよろしくお願い致します!



## ◆政府管掌健康保険 → 協会けんぽ

担当: 岡村

平成20年10月より、政府管掌健康保険(政管健保)が全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に変わります。健康保険に関する手続きについては以下の通りとなります。

### 【全国健康保険協会(協会けんぽ)】

- ・被保険者証の発行
- ・健康保険給付(疾病手当金等)の申請書受付・給付金支払
- ・任意継続にかかる諸手続き、保険料の納付
- ・健診、保健指導などの保健事業
- ・レセプトの点検

### 【社会保険事務所】

- ・適用関係届出(資格取得届・被扶養者異動届等)の受付、処理
- ・保険料(任意継続を除く)の納付手続き

※厚生年金および国民年金の事務処理は、今までどおり社会保険事務所にて行われます。